



イイケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

第 671 回 確定申告の事実！

2016.3.6

この時期になるとテレビで、「3 月 15 日、確定申告…」なんて、普通のニュース枠の中で流れてくる。確定申告とは、正確に言えば、「個人の申告所得税」の申告・納税期限である。今が旬！ 真っ最中のこの時期、暇な税理士はいない。税務署は人であふれ、「無料納税相談会」と称し、街の至る所で、やたらイソイソと、騒がしい。今や、毎年の風物詩になっている。

平成27年度の当初予算でみると、所得税収は 16 兆 4,420 億円で、歳入に占める割合は 17.1%であり、消費税の 17.8%と並ぶ大きな税源となっている。確定申告の内容ややり方等は、国税庁のホームページが良くできているのでお勧めである。もちろん別の機会で、当職にお聞きいただければと思っている。

(国税庁・確定申告 <https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm>)

(飯島経営グループ・ホームページ <http://www.ik-g.jp/>)

所得税は 1798 年にイギリスで創設されたのが始まりのようだ。日本では明治 20 年(1887)に導入されているが、これは世界でも早い方だった。当時は、免税点が高く最高税率も3%と低いもので、納税者の数も12万人足らずにすぎず、その税収の国税全体に占める割合も2%にもみたなかったという。大正 8 年には国税の 20%を超えるまでになり、その後、大正 15 年の税制改正で、所得税が直接税の中樞に据えられ、更に昭和 15 年の税制改革では、現在の給与所得に相当する「勤労所得」について、源泉徴収制度が導入されるなどの改正が行われた。そして、第二次世界大戦後の昭和 22 年に、それまでの賦課課税制度を申告納税制度に改められ、給与所得に係わる年末調整制度もこの際に導入された。日本の税制が体制化するシャープ勧告を受けた、昭和 25 年の税制改正より前に、所得税はほぼ、今の制度が出来上がっていたと言って良いかも知れない。

今実施されているのは、昨年 1 年間、平成 27 年分の申告である。平成 26 年分所得税及び復興特別所得税の状況は、確定申告書を提出した人員 2,139 万 1 千人で、平成 23 年分からほぼ横ばいで推移した。確定申告書を提出した人員のうち、申告納税額のあるもの(納税人員)は 612 万人。ということは、残り 1,248 万 7 千人は還付申告で、平成 25 年分から 8 万 4 千人増加した。事業所得者の納税人員は 162 万 6 千人(前年比 2 万 1 千人増加)、土地等の譲渡所得の申告人員は 48 万 1 千人で、前年より微減。株式等の譲渡所得申告人員は 93 万 7 千人で、前年より 16 万 1 千人減少という状況だった。我国の税制は、ほとんど全ての国税について、申告納税制度が採用されているが、所得税だけは、その大部分が申告によるものではなく、源泉徴収によるものである。就労人口の大部分を占める給与所得者の大半が確定申告をせず、年末調整により所得税を確定しており、自ら申告書を作成し、自ら税務署へ提出する必要はないとされている。決められた控除以外いわば 100%課税される源泉徴収と、自己申告により課税される個人事業者との間に「不公平感がある」といわれているのも、所得課税、永年のテーマである。